

平成27年4月1日から、死亡牛のBSE検査対象月齢が、24ヶ月齢以上から48ヶ月齢以上に引き上げられることになりました。

### 主な改正理由

- ・飼料規制等のBSE対策を開始してから10年以上経過していること
- ・国内では36頭発生しているが、出生年月で見ると飼料規制開始(2001年10月)直後の2002年1月生まれの牛を最後に発生が無いこと
- ・2013年、国際的に「無視できるBSEリスク」の国に認定されたこと
- ・世界的にも発生がみられないこと。(2013年 7頭)
- ・低月齢での発生がないことから、厚労省がと畜のBSE検査の対象月齢を48ヶ月齢以上に上げたこと(2013年7月)

### 死亡した牛の届出

48ヶ月齢以上の牛が死亡した場合には、現行と同様に、死体検案した獣医師(NOSAI獣医師の検案等)又は、獣医師による検案を受けていない場合には所有者が、遅滞無く、管轄する家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

### 山梨県東部家畜保健衛生所

TEL・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡・・・090-5535-8005または090-5544-7868

